

## 主題別研究部会の設置と運営に関する覚書

2017年10月27日評議会決定

1. 主題別研究部会は以下の手続きにより設置される。まず、主題別研究部会を設置したい一般会員3名以上が、部会の概要ならびに設立趣旨・理念を会長及び広報担当理事に提出する。会長及び広報担当理事は、設置が適切と判断した場合はこれを評議会に諮る。評議会で可決された場合に当該主題別研究部会が設置される。

2. 評議会は、上記の一般会員から当該主題別研究部会の運営責任者1名以上を選任する。

3. 運営責任者から申し出があった場合は、評議会の審議を経て当該主題別研究部会は解散する。また、活動が長期間認められない場合は、評議会は当該研究部会に解散を申し出るよう勧告することができる。

## 数理経済学会定例セミナーに関する覚書

2017年10月27日評議会決定

1. 定例セミナーについては、担当理事を評議会で選任する。2017年度については佐柄信純先生が担当する。
2. 発表者および開催場所の選定については、担当理事に一任する。会員は担当理事に発表者の推薦を行うことができる。

## コンファランス・セミナー等の案内メールに関する覚書

2017年10月27日評議会決定

1. 会員は、数理経済学会のメーリングリストによるコンファランスやセミナー等の案内の送付を広報担当理事に依頼できる。
2. 担当理事の負担を軽減するため、案内メール依頼は、会員一人につき原則として4か月に1回を限度とする。